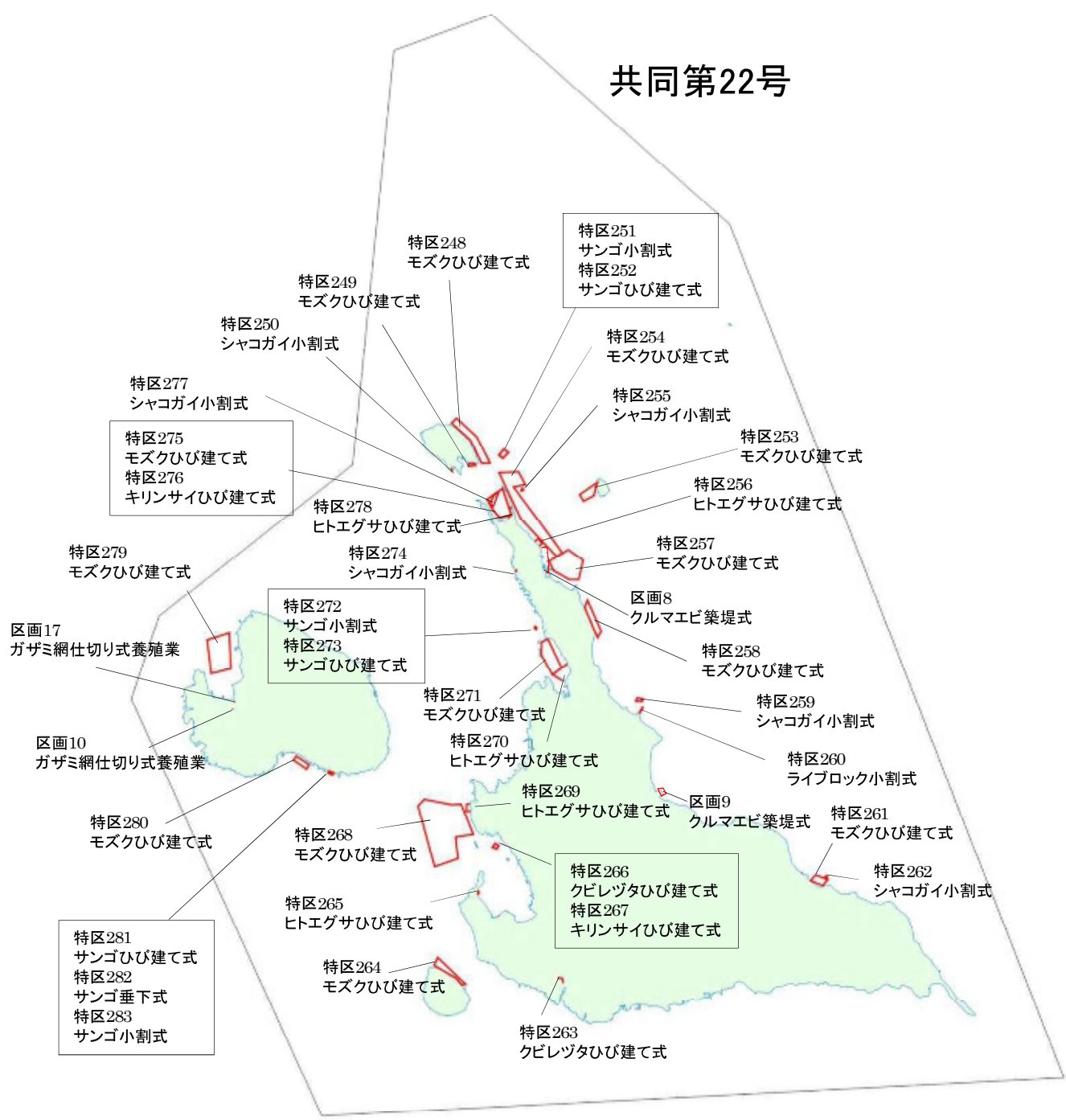


漁業権地区図

共同第22号



共同第22号

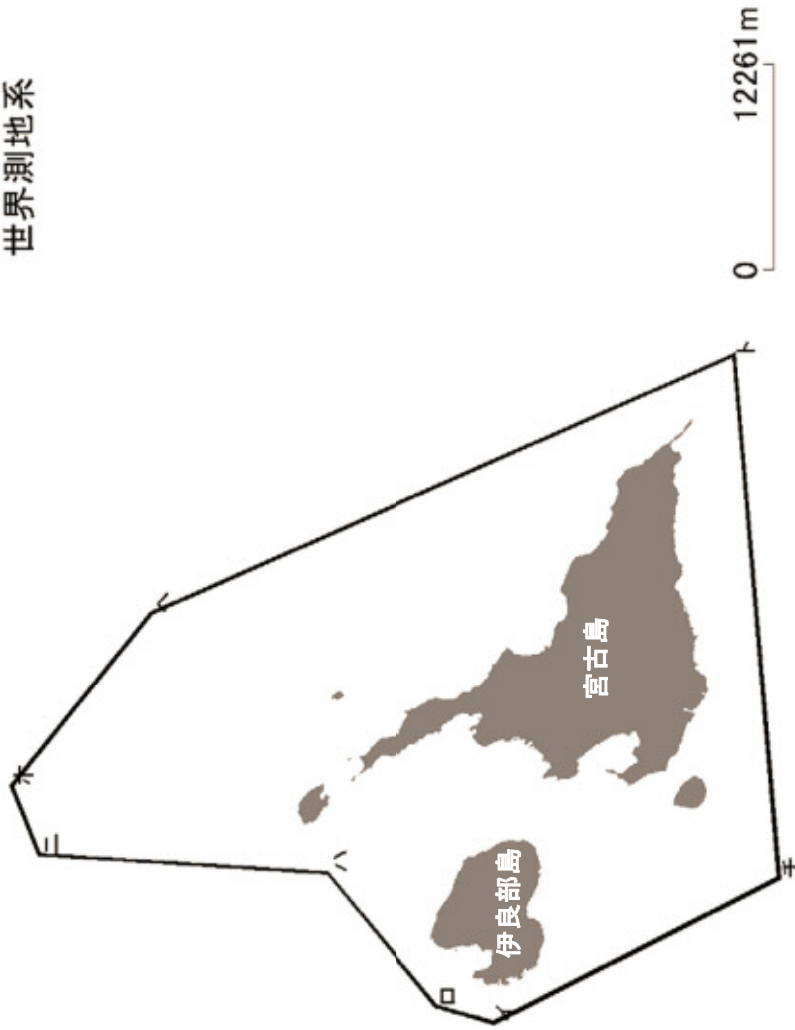
共同漁業権

八重干瀬を含み宮古島、池間島、伊良部島、下地島、大神島、菜間島等を包摂した沿岸水域

イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域

点名	緯度		経度	
	度	分	度	分
イ	24	49.846	125	6.800
ロ	24	51.757	125	7.439
ハ	24	55.345	125	12.190
ニ	25	4.860	125	12.934
ホ	25	5.730	125	15.364
ヘ	25	1.089	125	21.489
ト	24	41.745	125	30.437
チ	24	40.424	125	11.867

世界測地系



漁場番号 共同第22号

漁業権者 宮古島漁業協同組合、伊良部漁業協同組合及び池間漁業協同組合

漁業種類 第一種共同漁業
 漁業の名称 ヒトエグサ漁業 12月1日から翌年5月31日まで
 及び時期 モズク漁業 12月1日から翌年7月31日まで
 クビレヅタ漁業 1月1日から12月31日まで
 キリンサイ漁業 1月1日から12月31日まで
 ウニ漁業 1月1日から12月31日まで
 イセエビ漁業 7月1日から翌年3月31日まで
 ナマコ漁業 1月1日から12月31日まで
 タコ漁業 (ワモンダコ、シマダコ及びサメハダテナガダコのみ) 1月1日から12月31日まで
 シャコガイ漁業 9月1日から翌年5月31日まで
 タカセガイ漁業 1月1日から12月31日まで
 ヤコウガイ漁業 1月1日から12月31日まで
 マガキガイ漁業 1月1日から12月31日まで
 サザエ漁業 1月1日から12月31日まで

漁業種類 第二種共同漁業
 漁業の名称 固定式刺網漁業 1月1日から12月31日まで
 及び時期 かが網漁業 1月1日から12月31日まで

漁場の位置 八重干瀬を含み宮古島、池間島、伊良部島、下地島、大神島、来間島等を包含した沿岸水域

漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線
 (ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 49.846'	125° 6.800'	24° 49' 50.8"	125° 6' 48.0"
ロ	24° 51.757'	125° 7.439'	24° 51' 45.4"	125° 7' 26.3"
ハ	24° 55.345'	125° 12.190'	24° 55' 20.7"	125° 12' 11.4"
ニ	25° 4.860'	125° 12.934'	25° 4' 51.6"	125° 12' 56.0"
ホ	25° 5.730'	125° 15.364'	25° 5' 43.8"	125° 15' 21.8"
ヘ	25° 1.089'	125° 21.489'	25° 1' 5.3"	125° 21' 29.3"
ト	24° 41.745'	125° 30.437'	24° 41' 44.7"	125° 30' 26.2"
チ	24° 40.424'	125° 11.867'	24° 40' 25.4"	125° 11' 52.0"

ただし、次の区域は除外する。

(平良港1)

緯度24度47.678分経度125度15.370分のA点、緯度24度48.242分経度125度15.325分のB点、緯度24度48.271分経度125度15.961分のC点、緯度24度48.562分経度125度16.136分のD点、緯度24度48.859分経度125度15.719分のE点、緯度24度49.648分経度125度15.487分のF点、緯度24度50.240分経度125度15.536分のG点、緯度24度49.878分経度125度15.833分のH点、緯度24度50.080分経度125度16.612分のI点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(平良港2)

緯度24度50.297分経度125度17.602分のA点、緯度24度50.352分経度125度17.554分のB点、緯度24度50.471分経度125度17.613分のC点、緯度24度50.425分経度125度17.725分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(来間・前浜港 (前浜地区))

緯度24度44.054分経度125度16.030分のA点、緯度24度43.970分経度125度15.963分のB点、緯度24度44.026分経度125度15.884分のC点、緯度24度44.059分経度125度15.907分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(来間・前浜港 (来間地区))

緯度24度43.499分経度125度15.291分のA点、緯度24度43.520分経度125度15.336分のB点、緯度24度43.533分経度125度15.511分のC点、緯度24度43.436分経度125度15.497分のD点、緯度24度43.377分経度125度15.377分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(長山港(渡口地区))

緯度24度48.720分経度125度10.675分のA点、緯度24度48.652分経度125度10.678分のB点を順次結んだ線、緯度24度48.660分経度125度10.669分のC点、緯度24度48.656分経度125度10.639分のD点を順次結んだ線、緯度24度48.664分経度125度10.610分のE点、緯度24度48.699分経度125度10.530分のF点を順次結んだ線、緯度24度48.904分経度125度10.453分のG点、緯度24度48.908分経度125度10.457分のH点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(長山港(長山地区))

緯度24度48.332分経度125度12.626分のA点、緯度24度48.000分経度125度12.495分のB点、緯度24度47.909分経度125度12.379分のC点、緯度24度47.965分経度125度12.303分のD点、緯度24度48.179分経度125度12.047分のE点、緯度24度48.269分経度125度12.006分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(池間漁港)

緯度24度55.474分経度125度15.076分のA点、緯度24度55.316分経度125度15.012分のB点、緯度24度55.219分経度125度15.023分のC点、緯度24度55.196分経度125度14.915分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(狩俣漁港)

緯度24度54.230分経度125度15.784分のA点、緯度24度54.284分経度125度15.854分のB点、緯度24度54.224分経度125度15.907分のC点、緯度24度54.222分経度125度16.006分のD点、緯度24度54.133分経度125度15.991分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(島尻漁港(大神地区))

緯度24度54.806分経度125度18.505分のA点、緯度24度54.727分経度125度18.477分のB点、緯度24度54.704分経度125度18.436分のC点、緯度24度54.761分経度125度18.368分のD点、緯度24度54.853分経度125度18.400分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(島尻漁港(島尻地区))

緯度24度52.617分経度125度17.763分のA点、緯度24度52.768分経度125度17.796分のB点、緯度24度52.784分経度125度17.887分のC点、緯度24度52.724分経度125度17.898分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(真謝漁港)

緯度24度49.925分経度125度19.140分のA点、緯度24度49.993分経度125度19.207分のB点、緯度24度49.997分経度125度19.285分のC点、緯度24度49.894分経度125度19.354分のD点、緯度24度49.839分経度125度19.302分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(高野漁港)

緯度24度48.250分経度125度19.885分のA点、緯度24度48.291分経度125度19.987分のB点、緯度24度48.238分経度125度20.098分のC点、緯度24度48.163分経度125度20.138分のD点、緯度24度48.093分経度125度19.976分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(久松漁港)

緯度24度47.007分経度125度16.086分のA点、緯度24度46.951分経度125度16.008分のB点、緯度24度46.878分経度125度15.957分のC点、緯度24度46.884分経度125度15.790分のD点、緯度24度47.038分経度125度15.559分のE点、緯度24度47.051分経度125度15.571分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(川満漁港)

緯度24度45.493分経度125度16.976分のA点、緯度24度45.659分経度125度16.871分のB点、緯度24度45.752分経度125度16.883分のC点、緯度24度45.767分経度125度16.925分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(棚根漁港)

緯度24度43.100分経度125度17.862分のA点、緯度24度43.149分経度125度17.636分のB点、緯度24度43.513分経度125度17.856分のC点、緯度24度43.513分経度125度17.870分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(博愛漁港(宮国地区))

緯度24度43.186分経度125度19.779分のA点、緯度24度43.058分経度125度19.777分のB点、緯度24度43.024分経度125度19.549分のC点、緯度24度43.189分経度125度19.695分のD点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(博愛漁港(富盛地区))

緯度24度43.452分経度125度21.809分のA点、緯度24度43.371分経度125度21.685分のB点、緯度24度43.534分経度125度21.643分のC点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(浦底漁港)

緯度24度46.250分経度125度23.769分のA点、緯度24度46.332分経度125度23.828分のB点、緯度24度46.304分経度125度23.965分のC点、緯度24度46.243分経度125度23.929分のD点、緯度24度46.173分経度125度23.879分のE点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(保良漁港)

緯度24度43.428分経度125度27.805分のA点、緯度24度43.493分経度125度27.877分のB点、緯度24度43.399分経度125度27.986分のC点、緯度24度43.415分経度125度28.003分のD点、緯度24度43.366分経度125度28.057分のE点、緯度24度43.304分経度125度27.982分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(佐良浜漁港)

緯度24度50.614分経度125度12.738分のA点、緯度24度50.628分経度125度12.789分のB点、緯度24度50.441分経度125度12.938分のC点、緯度24度50.200分経度125度13.026分のD点、緯度24度50.074分経度125度13.171分のE点、緯度24度50.058分経度125度12.929分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(佐和田漁港)

緯度24度51.053分経度125度9.501分のA点、緯度24度51.052分経度125度9.438分のB点、緯度24度50.898分経度125度9.395分のC点、緯度24度50.928分経度125度9.278分のD点、緯度24度51.089分経度125度9.330分のE点、緯度24度51.146分経度125度9.477分のF点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

制限又は条件 国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではない。
錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではない。

関係地区 宮古島市

漁場番号 区画第8号
 漁業権者 有限会社あさひ
 漁業種類 第二種区画漁業
 漁業の名称 クルマエビ築堤式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣石川原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 53.579 ′	125° 16.929 ′	24° 53′ 34.7″	125° 16′ 55.7″
ロ	24° 53.622 ′	125° 17.089 ′	24° 53′ 37.3″	125° 17′ 5.3″
ハ	24° 53.446 ′	125° 17.148 ′	24° 53′ 26.8″	125° 17′ 8.9″
ニ	24° 53.244 ′	125° 17.148 ′	24° 53′ 14.6″	125° 17′ 8.9″
ホ	24° 53.191 ′	125° 17.166 ′	24° 53′ 11.5″	125° 17′ 10.0″
ヘ	24° 53.044 ′	125° 17.174 ′	24° 53′ 2.6″	125° 17′ 10.4″
ト	24° 53.024 ′	125° 17.117 ′	24° 53′ 1.4″	125° 17′ 7.0″

制限又は条件 標識等を設置しなければならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字荷川取、平良字久貝、平良字狩俣、平良字松原、平良字西原、平良字西仲宗根、平良字西里、平良字前里、平良字大浦、平良字大神、平良字池間、平良字島尻、平良字東仲宗根及び平良字東仲宗根添

漁業図詳細



漁場番号 区画第9号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第二種区画漁業
 漁業の名称 クルマエビ築堤式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字東仲宗根添高野地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 47.945'	125° 20.133'	24° 47' 56.7"	125° 20' 8.0"
ロ	24° 48.120'	125° 20.039'	24° 48' 7.2"	125° 20' 2.3"
ハ	24° 48.151'	125° 20.114'	24° 48' 9.1"	125° 20' 6.8"
ニ	24° 47.979'	125° 20.206'	24° 47' 58.7"	125° 20' 12.4"

制限又は条件 標識等を設置しなければならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字荷川取、平良字久貝、平良字狩俣、平良字松原、平良字西原、平良字西仲宗根、平良字西里、平良字前里、平良字大浦、平良字大神、平良字池間、平良字島尻、平良字東仲宗根及び平良字東仲宗根添

漁業図詳細



漁場番号 区画第10号
 漁業権者 吉浜崇浩
 漁業種類 第二種区画漁業
 漁業の名称 ガザミ網仕切り式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市伊良部字国仲大崎
 漁場の区域 イ、ロの各点を順次結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯(度・分)	東経(度・分)	北緯(度・分・秒)	東経(度・分・秒)
イ	24° 49.336'	125° 10.064'	24° 49' 20.2"	125° 10' 3.8"
ロ	24° 49.340'	125° 10.083'	24° 49' 20.4"	125° 10' 5.0"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字国仲、伊良部字佐和田、伊良部字前里添、伊良部字池間添、伊良部字仲地及び伊良部字長浜

漁業図詳細



漁場番号 区画第17号
 漁業権者 株式会社蟹蔵
 漁業種類 第二種区画漁業
 漁業の名称 ガザミ網仕切り式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市伊良部字長浜地先
 漁場の区域 イの点と口の点を結んだ線及びハの点とニの点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 49.855'	125° 9.374'	24° 49' 51.3"	125° 9' 22.4"
口	24° 49.861'	125° 9.405'	24° 49' 51.7"	125° 9' 24.3"
ハ	24° 49.658'	125° 9.357'	24° 49' 39.5"	125° 9' 21.4"
ニ	24° 49.687'	125° 9.345'	24° 49' 41.2"	125° 9' 20.7"

制限又は条件 標識等を設置しなければならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添

漁業図詳細



漁場番号 特区第248号
 漁業権者 池間漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市池間島地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	55.456'	125°	15.424'	24°	55' 27.4"	125°	15' 25.4"
ロ	24°	55.975'	125°	15.130'	24°	55' 58.5"	125°	15' 7.8"
ハ	24°	56.363'	125°	14.639'	24°	56' 21.8"	125°	14' 38.3"
ニ	24°	56.475'	125°	14.762'	24°	56' 28.5"	125°	14' 45.7"
ホ	24°	56.063'	125°	15.278'	24°	56' 3.8"	125°	15' 16.7"
ヘ	24°	55.467'	125°	15.635'	24°	55' 28.0"	125°	15' 38.1"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字池間及び平良字前里

漁業図詳細



漁場番号 特区第249号
 漁業権者 池間漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市池間漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 55.445'	125° 15.245'	24° 55' 26.7"	125° 15' 14.7"
ロ	24° 55.407'	125° 15.280'	24° 55' 24.4"	125° 15' 16.8"
ハ	24° 55.380'	125° 15.098'	24° 55' 22.8"	125° 15' 5.9"
ニ	24° 55.442'	125° 15.096'	24° 55' 26.5"	125° 15' 5.8"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字池間及び平良字前里

漁業図詳細



漁場番号 特区第250号
 漁業権者 池間漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 シャコガイ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市字前里地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	55.304'	125°	14.662'	24°	55' 18.2"	125°	14' 39.7"
ロ	24°	55.315'	125°	14.683'	24°	55' 18.9"	125°	14' 41.0"
ハ	24°	55.255'	125°	14.702'	24°	55' 15.3"	125°	14' 42.1"
ニ	24°	55.275'	125°	14.688'	24°	55' 16.5"	125°	14' 41.3"
ホ	24°	55.270'	125°	14.680'	24°	55' 16.2"	125°	14' 40.8"
へ	24°	55.288'	125°	14.668'	24°	55' 17.3"	125°	14' 40.1"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字池間及び平良字前里

漁業図詳細



漁場番号 特区第251号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サング小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市池間大橋の北
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 55.650 ′	125° 15.850 ′	24° 55′ 39.0 ″	125° 15′ 51.0 ″
ロ	24° 55.789 ′	125° 15.973 ′	24° 55′ 47.3 ″	125° 15′ 58.4 ″
ハ	24° 55.720 ′	125° 16.090 ′	24° 55′ 43.2 ″	125° 16′ 5.4 ″
ニ	24° 55.580 ′	125° 15.955 ′	24° 55′ 34.8 ″	125° 15′ 57.3 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第252号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サングビび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市池間大橋の北
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 55.650 ′	125° 15.850 ′	24° 55′ 39.0 ″	125° 15′ 51.0 ″
ロ	24° 55.789 ′	125° 15.973 ′	24° 55′ 47.3 ″	125° 15′ 58.4 ″
ハ	24° 55.720 ′	125° 16.090 ′	24° 55′ 43.2 ″	125° 16′ 5.4 ″
ニ	24° 55.580 ′	125° 15.955 ′	24° 55′ 34.8 ″	125° 15′ 57.3 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第253号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市大神島地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 54.661'	125° 18.004'	24° 54' 39.7"	125° 18' 0.2"
ロ	24° 54.808'	125° 17.905'	24° 54' 48.5"	125° 17' 54.3"
ハ	24° 55.098'	125° 18.340'	24° 55' 5.9"	125° 18' 20.4"
ニ	24° 54.790'	125° 18.259'	24° 54' 47.4"	125° 18' 15.5"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第254号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	53.374'	125°	17.366'	24°	53' 22.4"	125°	17' 22.0"
ロ	24°	54.205'	125°	16.451'	24°	54' 12.3"	125°	16' 27.1"
ハ	24°	55.257'	125°	15.867'	24°	55' 15.4"	125°	15' 52.0"
ニ	24°	55.289'	125°	16.354'	24°	55' 17.3"	125°	16' 21.2"
ホ	24°	55.000'	125°	16.536'	24°	55' 0.0"	125°	16' 32.2"
ヘ	24°	54.941'	125°	16.238'	24°	54' 56.5"	125°	16' 14.3"
ト	24°	53.458'	125°	17.511'	24°	53' 27.5"	125°	17' 30.7"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



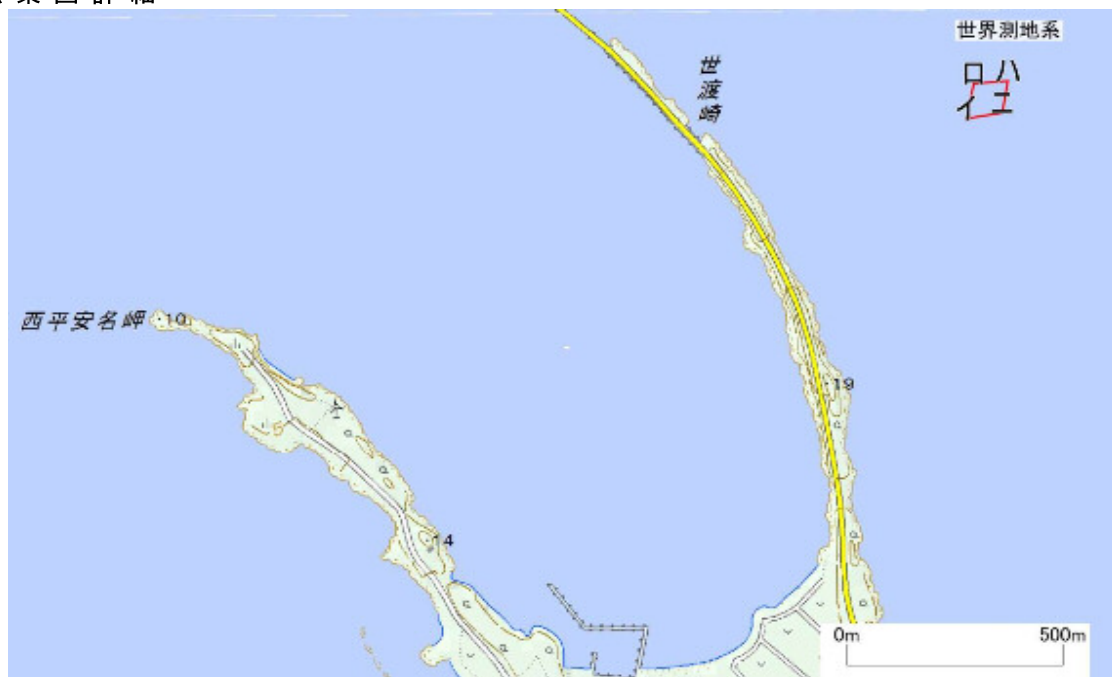
漁場番号 特区第255号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 シャコガイ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣世渡崎の東
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 54.860 ′	125° 16.434 ′	24° 54′ 51.6 ″	125° 16′ 26.0 ″
ロ	24° 54.905 ′	125° 16.444 ′	24° 54′ 54.3 ″	125° 16′ 26.6 ″
ハ	24° 54.908 ′	125° 16.491 ′	24° 54′ 54.5 ″	125° 16′ 29.5 ″
ニ	24° 54.867 ′	125° 16.483 ′	24° 54′ 52.0 ″	125° 16′ 29.0 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第256号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 ヒトエグサひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	53.695'	125°	16.805'	24°	53' 41.7"	125°	16' 48.3"
ロ	24°	53.767'	125°	16.890'	24°	53' 46.0"	125°	16' 53.4"
ハ	24°	53.669'	125°	17.000'	24°	53' 40.1"	125°	17' 0.0"
ニ	24°	53.600'	125°	16.926'	24°	53' 36.0"	125°	16' 55.6"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第257号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市島尻漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 52.863 ′	125° 17.937 ′	24° 52′ 51.8 ″	125° 17′ 56.2 ″
ロ	24° 52.859 ′	125° 17.701 ′	24° 52′ 51.5 ″	125° 17′ 42.1 ″
ハ	24° 53.046 ′	125° 17.306 ′	24° 53′ 2.8 ″	125° 17′ 18.4 ″
ニ	24° 53.255 ′	125° 17.179 ′	24° 53′ 15.3 ″	125° 17′ 10.7 ″
ホ	24° 53.533 ′	125° 17.655 ′	24° 53′ 32.0 ″	125° 17′ 39.3 ″
ヘ	24° 53.305 ′	125° 18.037 ′	24° 53′ 18.3 ″	125° 18′ 2.2 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第258号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字島尻地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 51.539'	125° 18.453'	24° 51' 32.3"	125° 18' 27.2"
ロ	24° 52.224'	125° 18.108'	24° 52' 13.4"	125° 18' 6.5"
ハ	24° 52.385'	125° 18.172'	24° 52' 23.1"	125° 18' 10.3"
ニ	24° 51.692'	125° 18.542'	24° 51' 41.5"	125° 18' 32.5"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第259号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 シャコガイ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市真謝漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 50.122 ′	125° 19.449 ′	24° 50′ 7.3 ″	125° 19′ 26.9 ″
ロ	24° 50.195 ′	125° 19.485 ′	24° 50′ 11.7 ″	125° 19′ 29.1 ″
ハ	24° 50.175 ′	125° 19.640 ′	24° 50′ 10.5 ″	125° 19′ 38.4 ″
ニ	24° 50.120 ′	125° 19.610 ′	24° 50′ 7.2 ″	125° 19′ 36.6 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第260号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 ライブロック小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市真謝漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 49.850'	125° 19.550'	24° 49' 51.0"	125° 19' 33.0"
ロ	24° 49.972'	125° 19.626'	24° 49' 58.3"	125° 19' 37.6"
ハ	24° 49.965'	125° 19.638'	24° 49' 57.9"	125° 19' 38.3"
ニ	24° 49.844'	125° 19.560'	24° 49' 50.6"	125° 19' 33.6"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第261号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市城辺字福里地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 46.004'	125° 24.276'	24° 46' 0.2"	125° 24' 16.6"
ロ	24° 46.110'	125° 23.956'	24° 46' 6.6"	125° 23' 57.4"
ハ	24° 46.209'	125° 24.037'	24° 46' 12.5"	125° 24' 2.2"
ニ	24° 46.246'	125° 24.084'	24° 46' 14.8"	125° 24' 5.0"
ホ	24° 46.147'	125° 24.387'	24° 46' 8.8"	125° 24' 23.2"
ヘ	24° 46.089'	125° 24.328'	24° 46' 5.3"	125° 24' 19.7"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市城辺字保良、城辺字新城、城辺字福里、城辺字比嘉、城辺字長間、城辺字西里添、城辺字下里添、城辺字砂川及び城辺字友利

漁業図詳細



漁場番号 特区第262号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 シャコガイ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市城辺字福里地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 46.210 ′	125° 24.316 ′	24° 46′ 12.6 ″	125° 24′ 19.0 ″
ロ	24° 46.231 ′	125° 24.335 ′	24° 46′ 13.9 ″	125° 24′ 20.1 ″
ハ	24° 46.211 ′	125° 24.378 ′	24° 46′ 12.7 ″	125° 24′ 22.7 ″
ニ	24° 46.191 ′	125° 24.366 ′	24° 46′ 11.5 ″	125° 24′ 22.0 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市城辺字保良、城辺字新城、城辺字福里、城辺字比嘉、城辺字長間、城辺字西里添、城辺字下里添、城辺字砂川及び城辺字友利

漁業図詳細



漁場番号 特区第263号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 クビレヅタひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市入江湾内
 漁場の区域 イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 43.733 ′	125° 17.687 ′	24° 43′ 44.0 ″	125° 17′ 41.2 ″
ロ	24° 43.725 ′	125° 17.806 ′	24° 43′ 43.5 ″	125° 17′ 48.4 ″
ハ	24° 43.610 ′	125° 17.825 ′	24° 43′ 36.6 ″	125° 17′ 49.5 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市下地字上地、下地字嘉手苺、下地字川満、下地字来間、下地字洲鎌及び下地字与那覇

漁業図詳細



漁場番号 特区第264号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市来間島の北
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	43.514'	125°	15.280'	24° 43' 30.8"	125° 15' 16.8"		
ロ	24°	43.664'	125°	15.137'	24° 43' 39.8"	125° 15' 8.2"		
ハ	24°	43.941'	125°	14.578'	24° 43' 56.5"	125° 14' 34.7"		
ニ	24°	44.125'	125°	14.662'	24° 44' 7.5"	125° 14' 39.7"		
ホ	24°	43.531'	125°	15.380'	24° 43' 31.9"	125° 15' 22.8"		

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市下地字上地、下地字嘉手苅、下地字川満、下地字来間、下地字洲鎌及び下地字与那覇

漁業図詳細



漁場番号 特区第265号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 ヒトエグサひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 漁場の位置 宮古島市下地字与那覇地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 45.661′	125° 15.629′	24° 45′ 39.7″	125° 15′ 37.7″
ロ	24° 45.661′	125° 15.646′	24° 45′ 39.7″	125° 15′ 38.8″
ハ	24° 45.603′	125° 15.642′	24° 45′ 36.2″	125° 15′ 38.5″
ニ	24° 45.603′	125° 15.624′	24° 45′ 36.2″	125° 15′ 37.4″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市下地字上地、下地字嘉手苅、下地字川満、下地字来間、下地字洲鎌及び下地字与那覇

漁業図詳細



漁場番号 特区第266号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 クビレヅタひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市久松漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 46.689 ′	125° 15.957 ′	24° 46′ 41.3 ″	125° 15′ 57.4 ″
ロ	24° 46.779 ′	125° 16.022 ′	24° 46′ 46.7 ″	125° 16′ 1.3 ″
ハ	24° 46.736 ′	125° 16.117 ′	24° 46′ 44.2 ″	125° 16′ 7.0 ″
ニ	24° 46.660 ′	125° 16.067 ′	24° 46′ 39.6 ″	125° 16′ 4.0 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第267号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 キリンサイひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市久松漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 46.689'	125° 15.957'	24° 46' 41.3"	125° 15' 57.4"
ロ	24° 46.779'	125° 16.022'	24° 46' 46.7"	125° 16' 1.3"
ハ	24° 46.736'	125° 16.117'	24° 46' 44.2"	125° 16' 7.0"
ニ	24° 46.660'	125° 16.067'	24° 46' 39.6"	125° 16' 4.0"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第268号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字久貝地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 46.201′	125° 14.524′	24° 46′ 12.1″	125° 14′ 31.4″
ロ	24° 47.587′	125° 14.064′	24° 47′ 35.2″	125° 14′ 3.8″
ハ	24° 47.740′	125° 14.217′	24° 47′ 44.4″	125° 14′ 13.0″
ニ	24° 47.635′	125° 14.913′	24° 47′ 38.1″	125° 14′ 54.8″
ホ	24° 47.652′	125° 15.103′	24° 47′ 39.1″	125° 15′ 6.2″
ヘ	24° 46.969′	125° 15.427′	24° 46′ 58.1″	125° 15′ 25.6″
ト	24° 46.901′	125° 15.026′	24° 46′ 54.1″	125° 15′ 1.6″
チ	24° 46.404′	125° 15.103′	24° 46′ 24.2″	125° 15′ 6.2″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第269号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 ヒトエグサひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字久貝地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 47.507′	125° 15.395′	24° 47′ 30.4″	125° 15′ 23.7″
ロ	24° 47.495′	125° 15.280′	24° 47′ 29.7″	125° 15′ 16.8″
ハ	24° 47.653′	125° 15.280′	24° 47′ 39.2″	125° 15′ 16.8″
ニ	24° 47.678′	125° 15.370′	24° 47′ 40.7″	125° 15′ 22.2″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第270号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 ヒトエグサひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字大浦地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 50.540 ′	125° 17.600 ′	24° 50′ 32.4 ″	125° 17′ 36.0 ″
ロ	24° 50.668 ′	125° 17.346 ′	24° 50′ 40.1 ″	125° 17′ 20.8 ″
ハ	24° 50.934 ′	125° 17.714 ′	24° 50′ 56.0 ″	125° 17′ 42.8 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第271号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字大浦間奈津原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 50.668 ′	125° 17.346 ′	24° 50′ 40.1 ″	125° 17′ 20.8 ″
ロ	24° 51.105 ′	125° 17.055 ′	24° 51′ 6.3 ″	125° 17′ 3.3 ″
ハ	24° 51.403 ′	125° 17.054 ′	24° 51′ 24.2 ″	125° 17′ 3.2 ″
ニ	24° 51.476 ′	125° 17.207 ′	24° 51′ 28.6 ″	125° 17′ 12.4 ″
ホ	24° 50.830 ′	125° 17.569 ′	24° 50′ 49.8 ″	125° 17′ 34.1 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



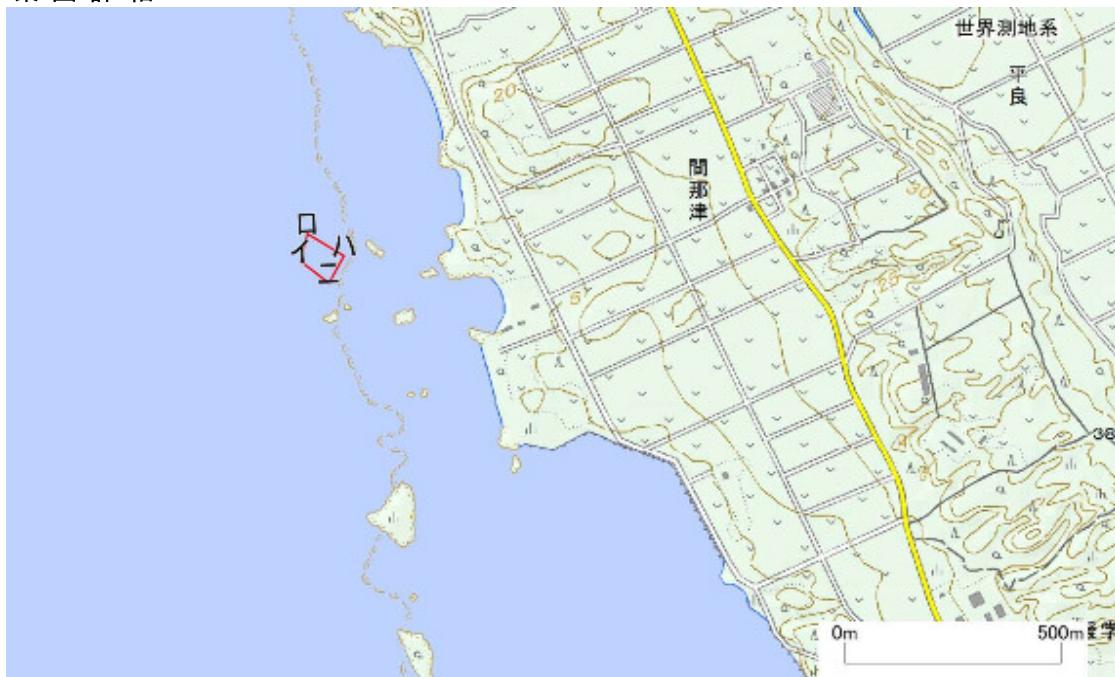
漁場番号 特区第272号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サング小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字大浦間那津原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 51.728 ′	125° 16.863 ′	24° 51′ 43.7 ″	125° 16′ 51.8 ″
ロ	24° 51.764 ′	125° 16.872 ′	24° 51′ 45.8 ″	125° 16′ 52.3 ″
ハ	24° 51.735 ′	125° 16.922 ′	24° 51′ 44.1 ″	125° 16′ 55.3 ″
ニ	24° 51.700 ′	125° 16.901 ′	24° 51′ 42.0 ″	125° 16′ 54.1 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



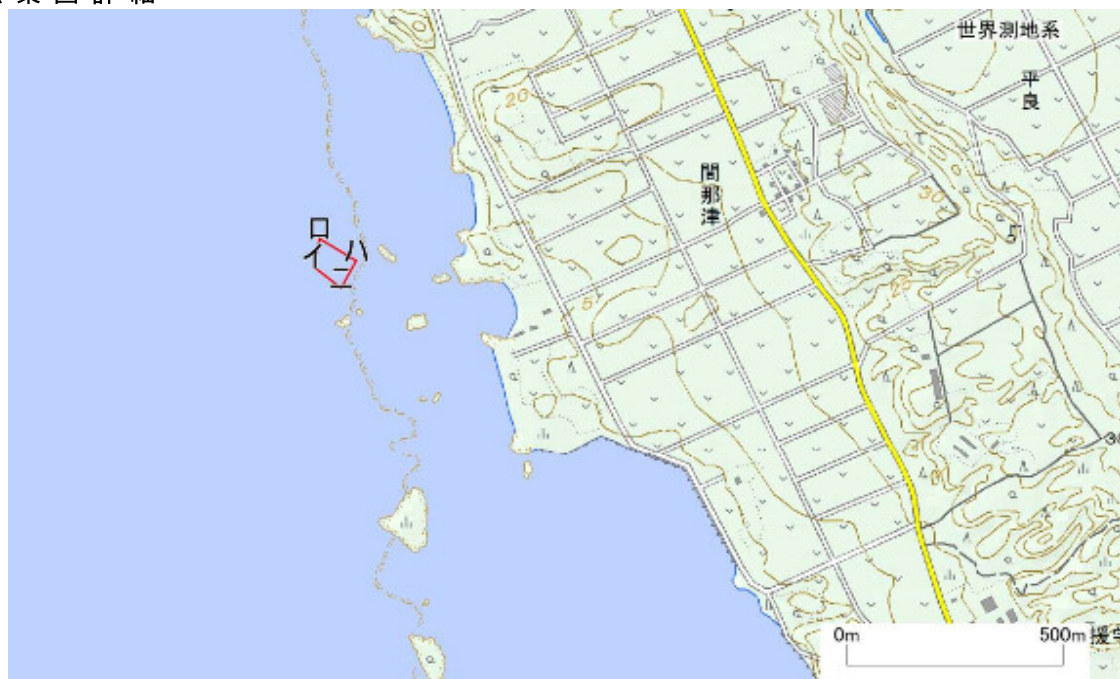
漁場番号 特区第273号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サングヒビ建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字大浦間那津原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 51.728 ′	125° 16.863 ′	24° 51′ 43.7 ″	125° 16′ 51.8 ″
ロ	24° 51.764 ′	125° 16.872 ′	24° 51′ 45.8 ″	125° 16′ 52.3 ″
ハ	24° 51.735 ′	125° 16.922 ′	24° 51′ 44.1 ″	125° 16′ 55.3 ″
ニ	24° 51.700 ′	125° 16.901 ′	24° 51′ 42.0 ″	125° 16′ 54.1 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第274号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 シャコガイ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市七光湾内
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 52.988 ′	125° 16.370 ′	24° 52′ 59.3 ″	125° 16′ 22.2 ″
ロ	24° 53.008 ′	125° 16.351 ′	24° 53′ 0.5 ″	125° 16′ 21.1 ″
ハ	24° 53.028 ′	125° 16.372 ′	24° 53′ 1.7 ″	125° 16′ 22.3 ″
ニ	24° 53.017 ′	125° 16.388 ′	24° 53′ 1.0 ″	125° 16′ 23.3 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第275号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	54.221'	125°	15.917'	24°	54' 13.3"	125°	15' 55.0"
ロ	24°	54.416'	125°	15.727'	24°	54' 25.0"	125°	15' 43.6"
ハ	24°	54.641'	125°	15.584'	24°	54' 38.5"	125°	15' 35.0"
ニ	24°	54.856'	125°	15.899'	24°	54' 51.4"	125°	15' 53.9"
ホ	24°	54.898'	125°	15.965'	24°	54' 53.9"	125°	15' 57.9"
ヘ	24°	54.296'	125°	16.208'	24°	54' 17.8"	125°	16' 12.5"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第276号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 キリンサイひび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)		東経 (度・分)		北緯 (度・分・秒)		東経 (度・分・秒)	
イ	24°	54.221'	125°	15.917'	24°	54' 13.3"	125°	15' 55.0"
ロ	24°	54.416'	125°	15.727'	24°	54' 25.0"	125°	15' 43.6"
ハ	24°	54.641'	125°	15.584'	24°	54' 38.5"	125°	15' 35.0"
ニ	24°	54.856'	125°	15.899'	24°	54' 51.4"	125°	15' 53.9"
ホ	24°	54.898'	125°	15.965'	24°	54' 53.9"	125°	15' 57.9"
ヘ	24°	54.296'	125°	16.208'	24°	54' 17.8"	125°	16' 12.5"
イ	24°	54.221'	125°	15.917'	24°	54' 13.3"	125°	15' 55.0"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



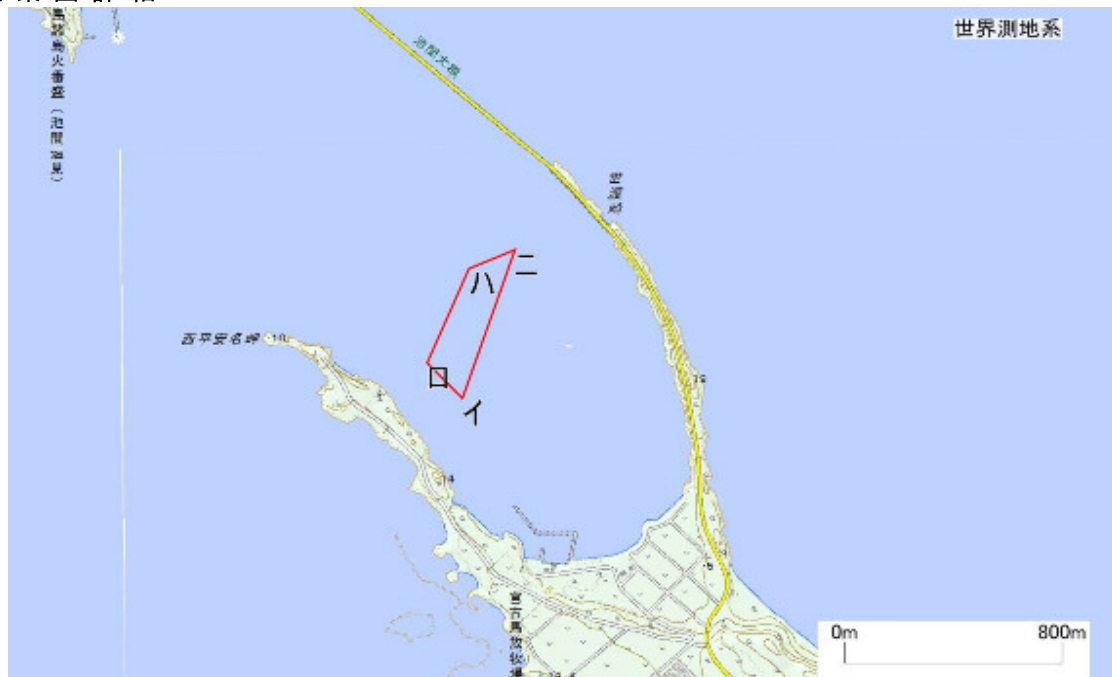
漁場番号 特区第277号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 シャコガイ小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 54.483 ′	125° 15.742 ′	24° 54′ 29.0 ″	125° 15′ 44.5 ″
ロ	24° 54.556 ′	125° 15.666 ′	24° 54′ 33.4 ″	125° 15′ 40.0 ″
ハ	24° 54.749 ′	125° 15.759 ′	24° 54′ 44.9 ″	125° 15′ 45.5 ″
ニ	24° 54.787 ′	125° 15.860 ′	24° 54′ 47.2 ″	125° 15′ 51.6 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



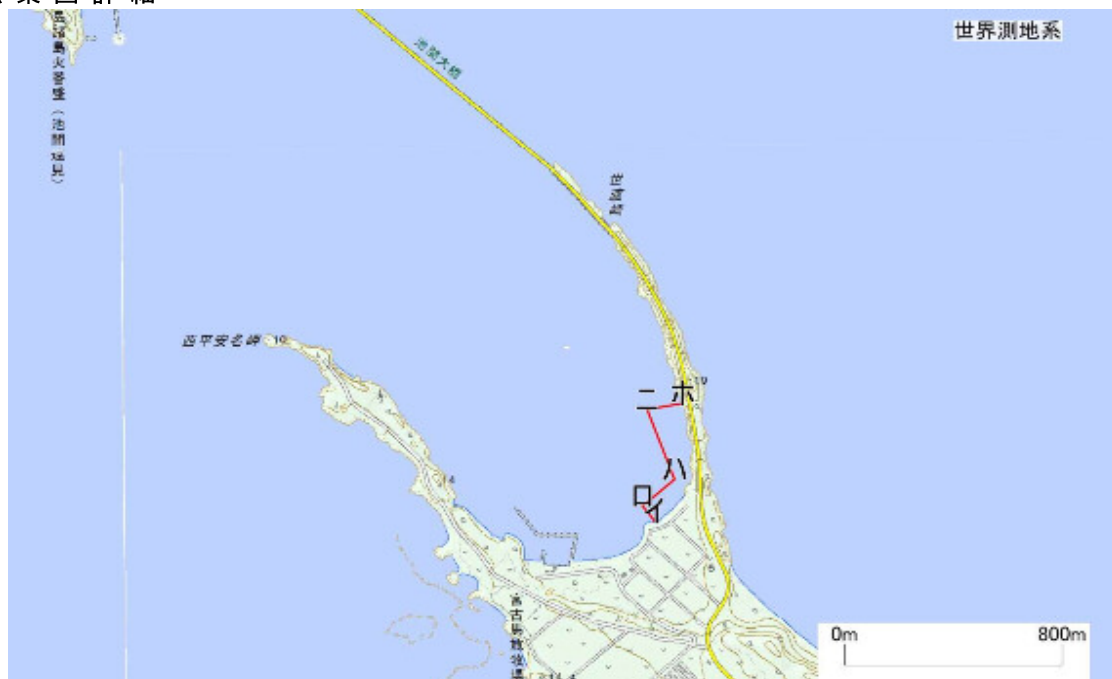
漁場番号 特区第278号
 漁業権者 宮古島漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 ヒトエグサひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 漁場の位置 宮古島市平良字狩俣世渡崎原地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 54.230 ′	125° 16.158 ′	24° 54′ 13.8 ″	125° 16′ 9.5 ″
ロ	24° 54.262 ′	125° 16.131 ′	24° 54′ 15.7 ″	125° 16′ 7.9 ″
ハ	24° 54.316 ′	125° 16.201 ′	24° 54′ 19.0 ″	125° 16′ 12.1 ″
ニ	24° 54.460 ′	125° 16.143 ′	24° 54′ 27.6 ″	125° 16′ 8.6 ″
ホ	24° 54.472 ′	125° 16.220 ′	24° 54′ 28.3 ″	125° 16′ 13.2 ″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市平良字下里、平良字西里、平良字西仲宗根、平良字東仲宗根、平良字荷川取、平良字久貝、平良字松原、平良字東仲宗根添、平良字西原、平良字大浦、平良字島尻、平良字大神及び平良字狩俣

漁業図詳細



漁場番号 特区第279号
 漁業権者 伊良部漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市佐和田漁港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 51.238'	125° 8.660'	24° 51' 14.3"	125° 8' 39.6"
ロ	24° 51.411'	125° 9.213'	24° 51' 24.7"	125° 9' 12.8"
ハ	24° 50.599'	125° 9.272'	24° 50' 35.9"	125° 9' 16.3"
ニ	24° 50.477'	125° 8.785'	24° 50' 28.6"	125° 8' 47.1"

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添

漁業図詳細



漁場番号 特区第280号
 漁業権者 伊良部漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 モズクひび建て式養殖業
 漁業の時期 9月1日から翌年7月31日まで
 漁場の位置 宮古島市伊良部字伊良部渡口の浜地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 48.553′	125° 10.912′	24° 48′ 33.2″	125° 10′ 54.7″
ロ	24° 48.645′	125° 10.980′	24° 48′ 38.7″	125° 10′ 58.8″
ハ	24° 48.458′	125° 11.305′	24° 48′ 27.5″	125° 11′ 18.3″
ニ	24° 48.361′	125° 11.242′	24° 48′ 21.7″	125° 11′ 14.5″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添

漁業図詳細



漁場番号 特区第281号
 漁業権者 伊良部漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サングビび建て式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市長山港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 48.285′	125° 11.794′	24° 48′ 17.1″	125° 11′ 47.6″
ロ	24° 48.329′	125° 11.803′	24° 48′ 19.7″	125° 11′ 48.2″
ハ	24° 48.291′	125° 11.927′	24° 48′ 17.5″	125° 11′ 55.6″
ニ	24° 48.250′	125° 11.901′	24° 48′ 15.0″	125° 11′ 54.1″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添

漁業図詳細



漁場番号 特区第282号
 漁業権者 伊良部漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サング下垂式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市長山港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 48.285′	125° 11.794′	24° 48′ 17.1″	125° 11′ 47.6″
ロ	24° 48.329′	125° 11.803′	24° 48′ 19.7″	125° 11′ 48.2″
ハ	24° 48.291′	125° 11.927′	24° 48′ 17.5″	125° 11′ 55.6″
ニ	24° 48.250′	125° 11.901′	24° 48′ 15.0″	125° 11′ 54.1″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添

漁業図詳細



漁場番号 特区第283号
 漁業権者 伊良部漁業協同組合
 漁業種類 第一種特定区画漁業
 漁業の名称 サング小割式養殖業
 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 漁場の位置 宮古島市長山港地先
 漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点名	北緯 (度・分)	東経 (度・分)	北緯 (度・分・秒)	東経 (度・分・秒)
イ	24° 48.285′	125° 11.794′	24° 48′ 17.1″	125° 11′ 47.6″
ロ	24° 48.329′	125° 11.803′	24° 48′ 19.7″	125° 11′ 48.2″
ハ	24° 48.291′	125° 11.927′	24° 48′ 17.5″	125° 11′ 55.6″
ニ	24° 48.250′	125° 11.901′	24° 48′ 15.0″	125° 11′ 54.1″

制限又は条件 標識を設置しなければならない。錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、営んではならない。

地元地区 宮古島市伊良部字伊良部、伊良部字仲地、伊良部字国仲、伊良部字長浜、伊良部字佐和田、伊良部字池間添及び伊良部字前里添

漁業図詳細

